

第二十三号を削り、第二十四号中「安田ライフ損害保険株式会社」を「明治安田損害保険株式会社」に改め、同号を第二十三号とし、第二十五号を第二十四号とし、第二十六号から第三十八号までを一号ずつ繰り上げる。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

○国土交通省告示第四百五十九号

船舶油濁損害賠償保障法（昭和五十年法律第九十五号）第三十九条の七第三項の国土交通大臣が指定する保険者等を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成十七年四月十五日

国土交通大臣 北側 一雄

船舶油濁損害賠償保障法第二十九条の七第

三項の国土交通大臣が指定する保険者等を

定める告示の一部を改正する告示

船舶油濁損害賠償保障法第三十九条の七第三項

の国土交通大臣が指定する保険者等を定める告示

（平成十六年国土交通省告示第四百六十三号）

の一部を次のように改正する。